

条例改正関係 新旧対照表

(令和7年6月定例県議会 建設常任委員会)

議案第10号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)新旧対照表

旧				新			
別表第2(第9条、第18条関係)				別表第2(第9条、第18条関係)			
1 熊本県民総合運動公園体育施設使用料				1 熊本県民総合運動公園体育施設使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
野球場		1面1時間につき	410 円 900 円	野球場		1面1時間につき	460 円 1,010 円
ソフトボール場		1面1時間につき	360 円 780 円	ソフトボール場		1面1時間につき	410 円 870 円
テニスコート	センターコート(一のコートの周囲に専用の観覧席を設けたものをいう。以下同じ。)	1面1時間につき	510 円 1,120 円	テニスコート	センターコート(一のコートの周囲に専用の観覧席を設けたものをいう。以下同じ。)	1面1時間につき	570 円 1,250 円
	センターコート以外のコート	1面1時間につき	230 円 500 円		センターコート以外のコート	1面1時間につき	260 円 560 円
サッカー場		1面1時間につき	360 円	サッカー場		1面1時間につき	410 円
ラグビー場			780 円	ラグビー場			870 円

多目的広場 A		1 面 1 時 間につき	<u>280</u> 円 <u>620</u> 円	多目的広場 A		1 面 1 時 間につき	<u>410</u> 円 <u>870</u> 円
多目的広場 B		1 面 1 時 間につき	<u>360</u> 円	多目的広場 B		1 面 1 時 間につき	<u>410</u> 円
多目的広場 C			<u>780</u> 円	多目的広場 C			<u>870</u> 円
弓道場		1 的 1 時 間につき	<u>130</u> 円 <u>280</u> 円	弓道場		1 的 1 時 間につき	<u>150</u> 円 <u>320</u> 円
相撲場		1 時間に つき	<u>130</u> 円 <u>280</u> 円	相撲場		1 時間に つき	<u>150</u> 円 <u>320</u> 円
体育館	卓球	1 台 1 時 間につき	<u>100</u> 円 <u>220</u> 円	体育館	卓球	1 台 1 時 間につき	<u>120</u> 円 <u>250</u> 円
	バドミントン	1 面 1 時 間につき	<u>210</u> 円 <u>450</u> 円		バドミントン	1 面 1 時 間につき	<u>240</u> 円 <u>510</u> 円
	バスケットボール	1 時間に つき	<u>560</u> 円			バスケットボール	1 時間に つき

			1,230 円
	バレーボール	中央コート	1時間につき 560 円
		中央コート以外のコート	1面1時間につき 410 円
	その他のスポーツ	全面	1時間につき 560 円
		半面	1時間につき 410 円
	その他		1時間につき 850 円
運動広場	フットサル		1面1時間につき 210 円

			1,380 円
	バレーボール	中央コート	1時間につき 630 円
		中央コート以外のコート	1面1時間につき 460 円
	その他のスポーツ	全面	1時間につき 630 円
		半面	1時間につき 460 円
	その他		1時間につき 950 円
運動広場	フットサル		1面1時間につき 250 円

	その他	1時間につき	1,260 円
補助競技場		1時間につき	1,000 円
投てき場		1時間につき	200 円

	その他	1時間につき	1,450 円
補助競技場	専用使用	1時間につき	1,110 円
	一般使用	1日につき	60 円
投てき場		1時間につき	230 円

備考（略）

2 熊本県民総合運動公園屋内運動広場体育施設使用料

区分			金額	
			使用者が入場料金を徴収する場合(1日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合
グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の40人分に相当する額(その額が61,750円未満のときは、61,750円)	テニスコート1面1時間として 夜間照明を使用する場合 410 円
				夜間照明を使用する場合 760 円

備考（略）

2 熊本県民総合運動公園屋内運動広場体育施設使用料

区分			金額	
			使用者が入場料金を徴収する場合(1日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合
グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の40人分に相当する額(その額が69,290円未満のときは、69,290円)	テニスコート1面1時間として 夜間照明を使用する場合 470 円
				夜間照明を使用する場合 860 円

				合1面1時間につき	
			ゲートボール場としての使用	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	610円
				夜間照明を使用する場合1面1時間につき	1,150円
			その他の使用	全部1時間につき	4,750円
				4分の1の部分ごと1時間につき	1,200円
一般	税込み入場料金の最高額の50人分に相当する額(その額が133,240円未満のときは、133,240円)	テニスコートとしての使用	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	890円	
			夜間照明を使用する場合1面1時間につき	1,670円	
		ゲートボール場とし	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	1,340円	
			合1面1時間につき		
			ゲートボール場としての使用	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	690円
				夜間照明を使用する場合1面1時間につき	1,280円
			その他の使用	全部1時間につき	5,330円
				4分の1の部分ごと1時間につき	1,340円
一般	税込み入場料金の最高額の50人分に相当する額(その額が149,500円未満のときは、149,500円)	テニスコートとしての使用	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	1,000円	
			夜間照明を使用する場合1面1時間につき	1,880円	
		ゲートボール場とし	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	1,510円	

				ての使用	時間につき	
				夜間照明を使用する場合1面1時間につき	2,500円	
			その他の使用	全部1時間につき	10,430円	
				4分の1の部分ごと1時間につき	2,620円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	税込み入場料金の最高額の100人分に相当する額(その額が399,720円未満のときは、399,720円)	全部1時間につき	31,310円		
			4分の1の部分ごと1時間につき	7,830円		
室内温水プール	専用使用	7月から9月まで	2時間につき	13,070円		
		10月から翌年6月まで	2時間につき	10,110円		
	一般使用	7月から9月まで	小学生1人2時間につき	70円		
		中・高	1人2時間につき	100円		
			ての使用	時間につき		
			夜間照明を使用する場合1面1時間につき	2,810円		
			その他の使用	全部1時間につき	11,710円	
				4分の1の部分ごと1時間につき	2,940円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	税込み入場料金の最高額の100人分に相当する額(その額が448,490円未満のときは、448,490円)	全部1時間につき	35,130円		
			4分の1の部分ごと1時間につき	8,790円		
室内温水プール	専用使用	7月から9月まで	2時間につき	14,670円		
		10月から翌年6月まで	2時間につき	11,350円		
	一般使用	7月から9月まで	小学生1人2時間につき	80円		
		中・高	1人2時間につき	120円		

		校生		円
		大人	1人2時間につき	220円
	10月から翌年6月まで	小学生以下の者	1人2時間につき	150円
		中・高校生	1人2時間につき	200円
		大人	1人2時間につき	400円

備考 (略)

3 熊本県民総合運動公園陸上競技場体育施設使用料

区分		金額	
		使用者が入場料金を徴収する場合(1日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合
アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の120人分に相当する額(その額が61,750円未満のときは、61,750円)	観覧席を全部使用する場合1時間につき 50円
			観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき 2,400円
			一般使用 1日につき 150円

		校生		円
		大人	1人2時間につき	250円
	10月から翌年6月まで	小学生以下の者	1人2時間につき	170円
		中・高校生	1人2時間につき	230円
		大人	1人2時間につき	450円

備考 (略)

3 熊本県民総合運動公園陸上競技場体育施設使用料

区分		金額	
		使用者が入場料金を徴収する場合(1日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合
アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の120人分に相当する額(その額が68,180円未満のときは、68,180円)	観覧席を全部使用する場合1時間につき 50円
			観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき 2,650円
			インドアフィールドのみを利用する場合1時間につき 340円
			一般使用 1日につき 170円

		一般使用		円
一般	税込み入場料金の最高額の 150 人分に相当する額(その 額が 133,390 円未満のとき は、133,390 円)	専用使用	観覧席を全部使用する 場合 1 時間につき	10,460 円
			観覧席を使用しない 場合又はメインスタ ンドのみを使用する 場合 1 時間につき	5,230 円
		一般使用	1 日につき	340 円
アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	税込み入場料金の最高額の 300 人分に相当する額(その 額が 400,150 円未満のとき は、400,150 円)		観覧席を全部使用する場 合 1 時間につき	31,360 円
			観覧席を使用しない場合 又はメインスタンドのみ を使用する場合 1 時間に つき	15,680 円

備考 (略)

備考 (略)

4 熊本県民総合運動公園附属設備使用料

		般 使 用		円
一 般	税込み入場料金の最高額の 150 人分に相当する額(その 額が 147,270 円未満のとき は、147,270 円)	専 用 使 用	観覧席を全部使用する 場合 1 時間につき	11,550 円
			観覧席を使用しない 場合又はメインスタ ンドのみを使用する 場合 1 時間につき	5,780 円
			インドアフィールド のみを利用する場合 1 時間につき	740 円
			一 般 使 用	1 日につき
アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	税込み入場料金の最高額の 300 人分に相当する額(その 額が 441,770 円未満のとき は、441,770 円)		観覧席を全部使用する場 合 1 時間につき	34,620 円
			観覧席を使用しない場合 又はメインスタンドのみ を使用する場合 1 時間につ き	17,310 円

備考 (略)

4 熊本県民総合運動公園附属設備使用料

区分		単位	金額
夜間照明	ソフトボール場	1面 30分につき	1,100円
	テニスコート	1面 30分につき	340円
	野球場	1面 30分につき	3,300円
	弓道場	1的 30分につき	110円
	運動広場	フットサル	1面 30分につき 240円
		その他	全面 30分につき 1,420円
本部室		1室 1時間につき	450円
会議室		1室 1時間につき	290円
小会議室		1室 1時間につき	110円
研修室		1室 1時間につき	160円
温水シャワー		1人 1回につき	110円
陸上競技器具		一式 1時間につき	710円

区分		単位	金額
夜間照明	ソフトボール場	1面 30分につき	1,560円
	テニスコート	1面 30分につき	490円
	野球場	1面 30分につき	4,670円
	弓道場	1的 30分につき	150円
	運動広場	フットサル	1面 30分につき 280円
		その他	全面 30分につき 1,630円
本部室		1室 1時間につき	510円
会議室		1室 1時間につき	340円
小会議室		1室 1時間につき	130円
研修室		1室 1時間につき	190円
温水シャワー		1人 1回につき	110円
陸上競技器具	専用使用	一式 1時間につき	790円
	一般使用	スターティングブロック	1台 1日につき 60円
		ハードル (10台 1組)	1組 1日につき 100円
		走り高跳び器具	1組 1日につき 210円
		棒高跳び器具	1組 1日につき 210円

コインロッカー	第一休憩棟 運動広場	1箱 1回につき	50円
---------	---------------	----------	-----

備考 (略)

5 熊本県民総合運動公園屋内運動広場附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	4分の1点灯	1時間につき 1,680円
	全点灯	1時間につき 6,710円
大型映像装置	一式 1時間につき	4,560円
場内放送器具	一式 1時間につき	1,320円
会議室	1室 1時間につき	390円
小会議室	1室 1時間につき	160円
第一研修室	1室 1時間につき	710円
第二研修室	1室 1時間につき	490円
コインロッカー	1箱 1回につき	50円

備考 (略)

6 熊本県民総合運動公園陸上競技場附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	4分の1点灯	1時間につき 5,280円
	2分の1点灯	1時間につき 8,800円
	全点灯	1時間につき 15,740円
	補助灯	1時間につき 2,200円

コインロッカー	第一休憩棟 運動広場	1箱 1回につき	50円
---------	---------------	----------	-----

備考 (略)

5 熊本県民総合運動公園屋内運動広場附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	4分の1点灯	1時間につき 1,870円
	全点灯	1時間につき 7,460円
大型映像装置	一式 1時間につき	5,070円
場内放送器具	一式 1時間につき	1,470円
会議室	1室 1時間につき	440円
小会議室	1室 1時間につき	180円
第一研修室	1室 1時間につき	790円
第二研修室	1室 1時間につき	550円
コインロッカー	1箱 1回につき	50円

備考 (略)

6 熊本県民総合運動公園陸上競技場附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	4分の1点灯	1時間につき 5,830円
	2分の1点灯	1時間につき 9,720円
	全点灯	1時間につき 17,380円
	補助灯	1時間につき 2,400円

大型映像装置 A	一式 1 時間につき	7,580 円
大型映像装置 B	一式 1 時間につき	4,620 円
場内放送器具	一式 1 時間につき	1,660 円
写真判定装置	一式 1 時間につき	1,050 円
陸上競技器具	一式 1 時間につき	2,250 円
会議室 A	1 室 1 時間につき	560 円
会議室 B	1 室 1 時間につき	440 円
会議室 C	1 室 1 時間につき	440 円
会議室 D	1 室 1 時間につき	610 円
会議室 E	1 室 1 時間につき	490 円
会議室 F	1 室 1 時間につき	390 円
第一休憩室	1 室 1 時間につき	440 円
第二休憩室	1 室 1 時間につき	560 円
放送器具等操作室	1 室 1 時間につき	940 円

大型映像装置 A	一式 1 時間につき	8,680 円
大型映像装置 B	一式 1 時間につき	5,040 円
場内放送器具	一式 1 時間につき	1,900 円
写真判定装置	一式 1 時間につき	1,200 円
陸上競技器具	専用使用	一式 1 時間につき 2,570 円
	一般使用	スターティングブロック 1 台 1 日につき 60 円
		ハードル (10 台 1 組) 1 組 1 日につき 100 円
		走り高跳び器具 1 組 1 日につき 210 円
		棒高跳び器具 1 組 1 日につき 210 円
会議室 A	1 室 1 時間につき	620 円
会議室 B	1 室 1 時間につき	490 円
会議室 C	1 室 1 時間につき	490 円
会議室 D	1 室 1 時間につき	680 円
会議室 E	1 室 1 時間につき	550 円
会議室 F	1 室 1 時間につき	440 円
第一休憩室	1 室 1 時間につき	490 円
第二休憩室	1 室 1 時間につき	620 円
放送器具等操作室	1 室 1 時間につき	1,040 円

小放送室	1 室 1 時間につき	220 円
更衣室 A	1 室 1 時間につき	660 円
更衣室 B	1 室 1 時間につき	660 円
ドーピング検査室	1 室 1 時間につき	330 円
控室 A	1 室 1 時間につき	110 円
控室 B	1 室 1 時間につき	110 円
コインロッカー	1 箱 1 回につき	50 円

備考 (略)

7 熊本県民総合運動公園自転車使用料

区分	単位	金額
高校生以下の者	1 台コース 1 周につき	100 円
大人	1 台コース 1 周につき	220 円

別表第 3 (第 9 条、第 18 条関係)

1 熊本県営八代運動公園体育施設使用料

区分	金額
使用者が入場料金を徴収する場合 (1 日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合

小放送室	1 室 1 時間につき	250 円
更衣室 A	1 室 1 時間につき	720 円
更衣室 B	1 室 1 時間につき	720 円
ドーピング検査室	1 室 1 時間につき	360 円
控室 A	1 室 1 時間につき	120 円
控室 B	1 室 1 時間につき	120 円
トレーニング室	普通券による	高校生以下の者 1 人 2 時間につき 200 円
	使用	大人 1 人 2 時間につき 440 円
	回数券による	高校生以下の者 1 人 2 時間 11 回分につき 1,970 円
	使用	大人 1 人 2 時間 11 回分につき 4,330 円
コインロッカー	1 箱 1 回につき	50 円

備考 (略)

7 熊本県民総合運動公園自転車使用料

区分	単位	金額
高校生以下の者	1 台コース 1 周につき	140 円
大人	1 台コース 1 周につき	250 円

別表第 3 (第 9 条、第 18 条関係)

1 熊本県営八代運動公園体育施設使用料

区分	金額
使用者が入場料金を徴収する場合 (1 日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合

野 球 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場合	学 生	税込み入場料金 の最高額の40人 分に相当する額 (その額が14,700 円未満のとき は、14,700円)	午前9時から午後1時まで 3,070円		
				午後1時から午後5時まで 3,790円		
				上記の時間の区分にかかわらず、時間単 位で使用する場合 1時間につき 1,120 円		
			一般	税込み入場料金 の最高額の50人 分に相当する額 (その額が23,220 円未満のとき は、23,220円)	使用日 平日 使用時間	土曜・日 曜・国民の 祝日に関す る法律第3 条に規定す る休日
					午前9時から 午後1時まで	3,950円 4,740円
					午後1時から 午後5時まで	5,070円 5,870円
					上記の時間の 区分にかかわ らず、時間単 位で使用する 場合 1時間 につき	1,570円 1,800円
野 球 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場合	学 生	税込み入場料金 の最高額の40人 分に相当する額 (その額が16,390 円未満のとき は、16,390円)	午前9時から午後1時まで 3,430円		
				午後1時から午後5時まで 4,230円		
				上記の時間の区分にかかわらず、時間単 位で使用する場合 1時間につき 1,250 円		
				ブルーペンのみ使用する場合 一室1時間につき 160円		
			一般	税込み入場料金 の最高額の50人 分に相当する額 (その額が25,890 円未満のとき は、25,890円)	使用日 平日 使用時間	土曜・日 曜・国民の 祝日に関す る法律第3 条に規定す る休日
					午前9時から 午後1時まで	4,410円 5,290円
					午後1時から 午後5時まで	5,660円 6,550円
					上記の時間の 区分にかかわ らず、時間単 位で使用する 場合 1時間 につき	1,760円 2,010円
					ブルーペンのみ 使用する場合 一室1時間に つき	320円 320円

陸 上 競 技 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場合	学 生	税込み入場料金 の最高額の100 人分に相当する 額(その額が67, 660円未満のとき は、67,660円)	1時間につき 9,030円		
			専用使用	全部1時間につ き		1,020円
				フィールド (競争走路に 囲まれた部分 をいう。以下 同じ。)1時間 につき	400円	
			一般使用	1日につき	50円	
			一般	税込み入場料金 の最高額の20人 分に相当する額 (その額が29,180 円未満のとき は、29,180円)	専用使用 全部1時間につ き	2,240円
				フィールド1 時間につき	890円	
				一般使用 1日につき	110円	
陸 上 競 技 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場合	学 生	税込み入場料金 の最高額の30人 分に相当する額 (その額が87,650 円未満のとき は、87,650円)	全部1時間につき 6,740円		
				フィールド1時間につき 2,690円		
陸 上 競 技 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場合	学 生	税込み入場料金 の最高額の100 人分に相当する 額(その額が76,8 70円未満のとき は、76,870円)	1時間につき 10,260円		
			専用使用	全部1時間につ き		1,140円
				フィールド(競 争走路に囲ま れた部分をい う。以下同 じ。)1時間につ き	460円	
			一般使用	1日につき	60円	
			一般	税込み入場料金 の最高額の20人 分に相当する額 (その額が32,540 円未満のとき は、32,540円)	専用使用 全部1時間につ き	2,500円
				フィールド1 時間につき	1,000円	
				一般使用 1日につき	130円	
陸 上 競 技 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場合	学 生	税込み入場料金 の最高額の30人 分に相当する額 (その額が97,730 円未満のとき は、97,730円)	全部1時間につき 7,520円		
				フィールド1時間につき 3,000円		

多目的広場	1時間につき	310円
		670円

備考 (略)

2 熊本県営八代野球場附属設備使用料

種別	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		学生	一般	
場内放送器具	一式1時間につき	250円	570円	570円
スコア・ボード	得点・判定表示 一式1時間につき	660円	1,470円	1,470円
	全部表示 一式1時間につき	1,330円	2,930円	2,930円
選手控室	1室1時間につき	100円	220円	220円
会議室	1室1時間につき	100円	220円	220円
本部室	1室1時間につき	200円	450円	450円

備考 (略)

3 熊本県営八代野球場夜間照明設備使用料

区分	単位	金額
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1試合につき	330.00円

多目的広場	1時間につき	360円
		750円

備考 (略)

2 熊本県営八代野球場附属設備使用料

種別	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		学生	一般	
場内放送器具	一式1時間につき	290円	640円	640円
スコア・ボード	得点・判定表示 一式1時間につき	760円	1,690円	1,690円
	全部表示 一式1時間につき	1,530円	3,370円	3,370円
選手控室	1室1時間につき	120円	260円	260円
会議室	1室1時間につき	120円	260円	260円
本部室	1室1時間につき	240円	510円	510円

備考 (略)

3 熊本県営八代野球場夜間照明設備使用料

区分	単位	金額
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1試合につき	372.97円

			試合以外に使用する 場合 1時間につき	80,300円
アマチュアスポーツに使用する場合	照明設備の全部を点灯する場合	一般	1時間につき	27,500円
		学生	1時間につき	13,000円
	照明設備の3分の2を点灯する場合	一般	1時間につき	18,700円
		学生	1時間につき	9,000円
	照明設備の2分の1を点灯する場合	一般	1時間につき	14,300円
		学生	1時間につき	7,000円
	照明設備の3分の1を点灯する場合	一般	1時間につき	9,900円
		学生	1時間につき	5,000円

備考 (略)

4 熊本県営八代陸上競技場附属設備使用料

種別	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		学生	一般	
温水シャワー	1人1回につき	100円	110円	110円

			試合以外に使用する 場合 1時間につき	90,760円
アマチュアスポーツに使用する場合	照明設備の全部を点灯する場合	一般	1時間につき	31,090円
		学生	1時間につき	14,700円
	照明設備の3分の2を点灯する場合	一般	1時間につき	21,140円
		学生	1時間につき	10,180円
	照明設備の2分の1を点灯する場合	一般	1時間につき	16,170円
		学生	1時間につき	7,920円
	照明設備の3分の1を点灯する場合	一般	1時間につき	11,190円
		学生	1時間につき	5,660円

備考 (略)

4 熊本県営八代陸上競技場附属設備使用料

種別	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		学生	一般	
温水シャワー	1人1回につき	100円	110円	110円

場内放送器具	一式1時間につき	100円	220円	220円
本部室	1室1時間につき	200円	440円	440円
放送室	1室1時間につき	150円	340円	340円

備考 (略)

別表第4(第9条、第18条関係)

1 水俣広域公園体育施設使用料

区分	単位	金額
テニスコー	テニスコー 1面1時間につき	230円

場内放送器具	一式1時間につき	120円	250円	250円
本部室	1室1時間につき	230円	500円	500円
放送室	1室1時間につき	170円	390円	390円
陸上競技器具 専用使用	一式1時間につき			790円
一般使用	スターティングブロック	1台1日につき		60円
	ハードル (10台1組)	1組1日につき		100円
	走り高跳び器具	1組1日につき		210円
	棒高跳び器具	1組1日につき		210円

備考 (略)

別表第4(第9条、第18条関係)

1 水俣広域公園体育施設使用料

区分	単位	金額
テニスコー	テニスコー 1面1時間につき	260円

ト	トA		500円
	テニスコー	1面1時間につき	230円
	トB		500円
多目的広場	多目的広場A	1面1時間につき	50円
	多目的広場B		50円
	多目的広場C	1面1時間につき	100円
			200円
	多目的広場D	1面1時間につき	120円
	多目的広場E		240円
	多目的広場F		
	多目的広場G		
グラウンド・ゴルフ場	専用使用	全部を使用する場合1時間につき	500円
			1,100円
	一般使用	1ラウンド(16ホールプレー)につき	200円
			440円

備考 (略)

2 水俣広域公園陸上競技場使用料

区分	金額
	使用者が入場料を徴収する場合(1日につき)
	使用者が入場料金を徴収しない場合
陸上競技	アマチュア学生税込み入場料金の最高額の10人分に相当する額(その額が11,220円未満のときは、11,220円)
	専用使用 全部を使用する場合1時間につき 1,020円
	専用使用 フィールド(競争走路に) 400円

ト	トA		560円
	テニスコー	1面1時間につき	260円
	トB		560円
多目的広場	多目的広場A	1面1時間につき	60円
	多目的広場B		60円
	多目的広場C	1面1時間につき	120円
			230円
	多目的広場D	1面1時間につき	140円
	多目的広場E		280円
	多目的広場F		
	多目的広場G		
グラウンド・ゴルフ場	専用使用	全部を使用する場合1時間につき	570円
			1,250円
	一般使用	1ラウンド(16ホールプレー)につき	230円
			500円

備考 (略)

2 水俣広域公園陸上競技場使用料

区分	金額
	使用者が入場料を徴収する場合(1日につき)
	使用者が入場料金を徴収しない場合
陸上競技	アマチュア学生税込み入場料金の最高額の10人分に相当する額(その額が12,510円未満のときは、12,510円)
	専用使用 全部を使用する場合1時間につき 1,140円
	専用使用 フィールド(競争走路に) 460円

場		0円)	囲まれた部分をいう。 以下同じ。)のみを使用 する場合1時間につき	円
		一般	1日につき	50 円
			一般使用	
一般	税込み入場料金の最高 額の20人分に相当する 額(その額が24,660 円未満のときは、24,660 円)	専用使用	全部を使用する場合1 時間につき	2,240 円
			フィールドのみを使用 する場合1時間につき	890 円
		一般使用	1日につき	110 円
			一般使用	
アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	税込み入場料金の最高 額の30人分に相当する 額(その額が74,210 円未満のときは、74,210 円)	専用使用	全部を使用する場合1 時間につき	6,740 円
			フィールドのみを使用 する場合1時間につき	2,690 円
		一般使用	1日につき	130 円
			一般使用	

備考 (略)

3 水俣広域公園附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	テニスコート 1面 30分につき	340円

場		円)	囲まれた部分をいう。 以下同じ。)のみを使用 する場合1時間につき	円
		一般	1日につき	60 円
			一般使用	
一般	税込み入場料金の最高 額の20人分に相当する 額(その額が27,500円 未満のときは、27,500 円)	専用使用	全部を使用する場合1 時間につき	2,500 円
			フィールドのみを使用 する場合1時間につき	1,000 円
		一般使用	1日につき	130 円
			一般使用	
アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	税込み入場料金の最高 額の30人分に相当する 額(その額が82,750円 未満のときは、82,750 円)	専用使用	全部を使用する場合1 時間につき	7,520 円
			フィールドのみを使用 する場合1時間につき	3,000 円
		一般使用	1日につき	130 円
			一般使用	

備考 (略)

3 水俣広域公園附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	テニスコート 1面 30分につき	490円

	多目的広場D	30分につき	1,800円
	多目的広場E	30分につき	1,440円
コインロッカー		1箱1回につき	50円
温水シャワー		1人1回につき	110円

備考 (略)

4 水俣広域公園陸上競技場附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	2分の1点灯	30分につき 570円
	全点灯	30分につき 1,130円
陸上競技器具	一式1時間につき	710円

備考 (略)

	多目的広場D	30分につき	2,010円
	多目的広場E	30分につき	1,610円
コインロッカー		1箱1回につき	50円
温水シャワー		1人1回につき	110円

備考 (略)

4 水俣広域公園陸上競技場附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	2分の1点灯	30分につき 640円
	全点灯	30分につき 1,260円
陸上競技器具	一式1時間につき	790円

備考 (略)